

令和 8 年

第 3 回神戸町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 15 日 開会

令和 8 年 6 月 25 日 閉会

岐阜県神戸町議会

令和 8 年第 3 回神戸町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月15日)

開会	3
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
議第29号から議第31号までについて (提案説明・質疑・討論・採決)	3
議第32号から報第9号までについて (提案説明)	6
散会	15

第 2 号 (6月24日)

開議	18
一般質問	18
小 川 榮 一 君	18
鈴 木 愛 子 君	24
散会	30

第 3 号 (6月25日)

開議	35
議第32号について (質疑・討論・採決)	35
議第33号について (質疑・討論・採決)	35
議第34号について (質疑・討論・採決)	36
報第6号について (質疑)	36
報第7号について (質疑)	37
報第8号について (質疑)	37
報第9号について (質疑)	37
議第35号から議第47号までについて (提案説明・採決)	37
議第48号について (提案説明・採決)	41
選第7号について	42
町議第1号について	42
選第8号について	43
閉会	44

令和 8 年第 3 回神戸町議会定例会付議議案

- 議 第 29 号 中央公民館大規模改修工事の請負変更契約について
- 議 第 30 号 南平野小学校屋内運動場空調機器設置工事の請負契約について
- 議 第 31 号 下水管布設（R 8 補・面整備）第 2 工区工事の請負契約について
- 議 第 32 号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議 第 33 号 神戸町税条例の一部を改正する条例について
- 議 第 34 号 令和 8 年度神戸町一般会計補正予算（第 1 号）
- 報 第 6 号 令和 7 年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について
- 報 第 7 号 令和 7 年度神戸町一般会計継続費繰越計算書について
- 報 第 8 号 令和 7 年度神戸町水道事業会計予算繰越計算書について
- 報 第 9 号 令和 7 年度神戸町土地開発公社事業経営状況について
- 議 第 35 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 36 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 37 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 38 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 39 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 40 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 41 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 42 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 43 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 44 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 45 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 46 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 47 号 農業委員会委員の任命について
- 議 第 48 号 農業委員会委員の任命について
- 選 第 7 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 町議第 1 号 町民体育館特別委員会の設置について
- 選 第 8 号 町民体育館特別委員の選任について

令和 8 年 第 3 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

令和 8 年 6 月 15 日 (月 曜 日)

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 15 日（月曜日）午前 9 時 30 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議第 29 号 中央公民館大規模改修工事の請負変更契約について
- 日程第 4 議第 30 号 南平野小学校屋内運動場空調機器設置工事の請負契約について
- 日程第 5 議第 31 号 下水管布設（R 8 補・面整備）第 2 工区工事の請負契約について
- 日程第 6 議第 32 号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第 33 号 神戸町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議第 34 号 令和 8 年度神戸町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 報第 6 号 令和 7 年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について
- 日程第 10 報第 7 号 令和 7 年度神戸町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 11 報第 8 号 令和 7 年度神戸町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 12 報第 9 号 令和 7 年度神戸町土地開発公社事業経営状況について

出席議員（10 名）

議 長	宮 嶋 健太郎 君	副議長	飯 沼 満 君
1 番	深 貝 仁 則 君	2 番	大 場 光 晴 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
9 番	宮 川 一 美 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	末 村 春 美 君
民生部長兼 健康福祉課長	小 野 健 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	竹 下 政 文 君	会計管理者兼 税 務 課 長	佐 藤 森 行 君

まちづくり 戦略課長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	名 和 功 二 君
子ども家庭課長	石 原 知 佳 君	建設課長	高 木 隆 盛 君
上下水道課長	高 岡 次 雄 君	教育課長	野 下 あゆみ 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山 崎 裕 之	書	記	早 野 有 香
--------	---------	---	---	---------

○議長（宮嶋健太郎君） おはようございます。

梅雨入りの時期を迎え、蒸し暑い日が続くようになってまいりました。議員各位におかれましては、健康管理に十分御留意いただきたいと思います。

さて、先般執行されました神戸町長選挙におきまして、藤井町長が町民の皆様の信託を受け再選されました。心からお祝い申し上げますとともに、今後 4 年間、神戸町のさらなる発展と町民福祉の向上のため、御尽力いただきますよう御期待申し上げます。

また、私もこのたび議長として初めての本会議となります。議員各位並びに執行部の皆様の御協力をいただきながら、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和 8 年第 3 回神戸町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 126 条の規定により、会期を通じ、6 番 林 利雄君、7 番 宮嶋三郎君の御両名にお願いします。

会期の決定について

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から 6 月 25 日までの 11 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月 25 日までの 11 日間に決定しました。

議第 29 号から議第 31 号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第 3、議第 29 号 中央公民館大規模改修工事の請負変更契約について、日程第 4、議第 30 号 南平野小学校屋内運動場空調機器設置工事の請負契約について、日程第 5、議第 31 号 下水管布設（R 8 補・面整備）第 2 工区工事の請負契約について、以上 3 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、本日採決を賜ります工事の請負変更契約並びに請負契約の３議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、日程第３、議第29号 中央公民館大規模改修工事の請負変更契約についてです。

次のとおり、請負変更契約を締結するため、神戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記として、３．契約の金額、変更前３億7,290万円、変更後３億7,857万500円。これは、昨年度、令和７年の９月定例会で御議決をいただきました工事請負契約の契約金額の変更で、差引き567万500円の増額であります。本工事は、令和７年度から８年度にかけての２か年継続事業として進めております。主な増額の理由は、中央公民館の１階学習室において、空調の改修や簡易パーティションの設置等を仕様を追加したことをはじめ、大ホールの舞台床や客席壁面の塗装工事に伴うものであります。

次に、日程第４、議第30号 南平野小学校屋内運動場空調機器設置工事の請負契約についてです。

次のとおり、請負契約を締結するため、神戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記として、１．契約の目的、南平野小学校屋内運動場空調機器設置工事。

２．契約の方法、指名競争入札。

３．契約の金額、7,095万円。落札率は78.9%です。

４．契約の相手方、大垣市島町146番地３、長良電業株式会社、代表取締役 小林知成でございます。

１枚おめくりをいただきまして、参考資料がつけでございます。

１．工事の場所は、神戸町大字和泉地内（南平野小学校）。

２．工期は、議会議決の日から令和８年９月30日。

３．工事の概要は、室外機が２台、室内機が10台の空調機器設備工事によりまして、屋内運動場の館内にエアコンを配備するものであります。

次に、日程第５、議第31号 下水管布設（Ｒ８補・面整備）第２工区工事の請負契約についてです。

提案文につきましては、前議案と同様でございますので省略させていただきます。

記として、１．契約の目的、下水管布設（Ｒ８補・面整備）第２工区工事。

２．契約の方法、指名競争入札。

３．契約の金額、7,700万円。落札率は97.9%です。

4. 契約の相手方、安八郡神戸町大字丈六道20番地の2、株式会社相岡組、代表取締役 相岡典昭でございます。

1枚おめくりをいただき、参考資料でございます。

1. 工事の場所は、神戸町大字加納地内。

2. 工期は、議会議決の日から令和9年3月26日。

3. 工事の概要は、施工延長が118.0メートル。

以下、御覧のと通りの工事概要となっておりまして、加納地区の面整備工事を推進工法で整備するものであります。

以上、工事の請負変更契約及び請負契約の合わせまして3議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮嶋健太郎君） 次に、議第29号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第29号 中央公民館大規模改修工事の請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第30号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第30号 南平野小学校屋内運動場空調機器設置工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第31号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第31号 下水管布設（R 8 補・面整備）第2工区工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

議第32号から報第9号までについて（提案説明）

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第6、議第32号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第33号 神戸町税条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第34号 令和8年度神戸町一般会計補正予算（第1号）、日程第9、報第6号 令和7年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について、日程第10、報第7号 令和7年度神戸町一般会計継続費繰越計算書について、日程第11、報第8号 令和7年度神戸町水道事業会計予算繰越計算書について、日程第12、報第9号 令和7年度神戸町土地開発公社事業経営状況について、以上7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

令和8年第3回議会定例会、ただいま会期を本日から25日までの11日間と御決定をいただきました。会期中の委員会審議含め、よろしくお願い申し上げます。

まずもって、このたびの任期満了に伴う町長選挙に際しまして、議員各位をはじめ町民の皆様の絶大なる御支援と御厚情を頂戴し、再選させていただきました。改めて、心よりお礼を申し上げますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。

議会定例会が開会されるに当たり、議案説明の前にお許しをいただきまして、2期目に向けての私の所信を含め、方針説明を述べさせていただきます。

まず初めに、私に託されたこれからの4年間の任期中、大きな指針となるのが第6次総合計画に掲げる将来像「みんなの笑顔 未来へつなごう とともに支え合うまち ごうど」の実現で

す。

この将来像は、私たちの町が抱える様々な課題と向き合いながら、よりよいまちづくりを目指すための道しるべです。一つ一つの政策を着実に形にしていくことが重要であります。

特に人口減少問題は、地方のみならず日本全体の重要な課題であります。こうしたことから神戸町では、第6次総合計画と併せ、令和7年度からその解決に向けて第3期地方創生総合戦略をスタートさせました。この戦略に基づき、具体的かつ効果的な事業を積極的に進めてまいります。

まず第1には、人口の減少率を抑制するため、これからの町の将来を担う子供たちや子育て世代への支援策を最重要課題と考えております。入学お祝い金の創設、現在ある育英資金助成制度の拡充など、議会と御協議をいただきながら、さらなる子育て支援策の充実を図ってまいりたいと考えています。また、継続事業であります学校体育館の空調機器の設置など、未来を担う子供の教育環境の整備と確かな学力の育成に取り組めます。

次に、人生100年時代と言われる中、住み慣れた神戸町でいつまでも安心して暮らせるよう、特にフレイル予防、認知症対策、高齢者世帯への生活支援などに、こちらも切れ目のない支援を行うことで高齢者福祉の推進を図ってまいります。

また、地域経済の柱の一つとして欠かせないのが企業誘致です。企業誘致を通じて税収の確保と雇用の創出を図ることは、これからの神戸町の発展には欠かせない重要な取組です。今後の東海環状自動車道の全線開通に向けて、より一層の魅力ある産業の誘致とその育成に努めてまいります。

次に、町民の皆様の暮らしと命を守るため、防災・減災や防犯対策にも積極的に取り組んでまいります。1期目に着手いたしましたまちかど防犯カメラの増設を進めることでさらなる安全・安心なまちづくりを進めます。このほか、国等の補助金を活用した生活道路、特に通学路の安全確保、上下水道施設の適正な維持管理、さらには町民の大切な足でもある養老鉄道と名阪近鉄バスについても継続的な支援を行うことで、社会基盤と公共交通網の維持に努め、快適な住環境を守っていきます。

また、老朽化が進んでいる公共施設の改修についても、私の2期目に与えられた課題であると捉えています。これまで御説明申し上げてきたように、町民体育館の今後の在り方については、議会内において協議の場を設置していただき、御検討いただければと考えております。

こうした一方で、これらの施策を展開していく上には、持続可能な健全財政を維持していくことが不可欠です。財源の確保に努めることはもちろんのこと、新しい時代の流れを的確に地域の力として取り入れてくるため、行政のDXを推進し、町民の利便性の向上と行政事務の効率化にも努めてまいります。

引き続き、時代の変化、町民のニーズに応じたこれらの施策を主体的に進めることで、「住み続けたいまち ごと」を目指してまいります。

町民の皆様から託された思いを深く受け止め、心に寄り添いながら、一つ一つの施策を丁寧に取り組むことが私に課せられた使命と責務であると考えています。

2期目も神戸町の着実な発展のため、誠心誠意努めてまいりますので、議員各位のさらなる御指導と御鞭撻をお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、主要事業の進捗状況及び一般会計補正予算等を中心にしまして、その大要について御説明申し上げます。

今年度も既に2か月半が経過したところでございますが、予定いたしております各事務事業につきましては、予定どおり着実に進めているところでございます。

初めに、先ほど変更契約の御議決をいただきました中央公民館大規模改修工事につきましては、現時点で大ホールのつり天井部分の耐震化が完了し、今後は大ホール内の床改修をはじめ、新しい観客席の設置を行い、8月末に完成の予定でございます。

その一方で、3階の大会議室、1階学習室につきましては、部分完成に合わせ7月15日から一般貸出しを行う予定としております。

また、南平野小学校屋内運動場空調設置工事は、夏休み期間を中心とした工事で、早期整備に努めてまいります。

次に、公共下水道事業につきましては、御議決いただきました加納地区の面整備を中心に下水管布設工事を進めてまいります。

さて、今回の一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億9,450万円の増額補正をお願いするものでございます。

歳出でございますが、総務費では、公共施設整備基金積立金として、西座倉土地区画整備地内の土地売払い金を計上しております。

衛生費ではエコプラザの修繕料を、土木費では河川改良工事請負費を、教育費では図書購入費を計上させていただきました。

なお、これに見合う歳入であります。不動産受け払い収入をはじめ、確定いたしました前年度繰越金並びに寄附金等をもって補正予算を編成いたしましたところでございます。

このほかの議案では、神戸町印鑑条例及び神戸町税条例の一部改正、また令和7年度の繰越明許費に係る繰越計算書並びに神戸町土地開発公社事業経営状況の報告等、合わせて7議案を上程いたしております。

詳細につきましては、この後、副町長と産業建設部長より説明をさせますので、格別なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、開催に当たっての方針説明とさせていただきます。

今議会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮嶋健太郎君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） それでは、町長の方針説明を受けまして、これより本日定例会に提案させていただきます条例の一部改正をはじめ一般会計の補正予算等、7議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第6、議第32号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第10号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例。

神戸町印鑑条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文及び附則でございます。

この改正条文の後に、新旧対照表が3ページございます。その後ろに改正点の概要がつけてございます。

こちらの概要版で説明をさせていただきます。

神戸町印鑑条例の改正点の概要です。

1. 改正の趣旨は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行並びに国が進める地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の改正を行うものであります。

2. 改正の内容は、初めに第5条関係では、外国人住民の印鑑登録要件の整理についてであります。外国人住民の印鑑登録時において、具体的には漢字圏の外国人住民で、パスポートなどの本国の公的身分証明書に漢字氏名の記載がなく、使用されていない方は、住民票に記載された片仮名表記による印鑑登録を可能とする改正であります。

次に、第6条及び第11条関係では、可視台帳の作成及び管理についてであります。現在、印鑑登録情報は電子的に管理しております。しかしながら、地方公共団体情報システムの標準化に伴いまして、印影を紙に押下して作成する可視台帳にも対応できるよう、規定を整備するものであります。

その下、第10条及び第10条の2関係では、特定在留カード等への対応についてで、印鑑登録証明書の交付申請等の際に使用できるものとして、これまでの個人番号カードに加えまして、新たに特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加する改正であります。

3. 施行期日として、この条例は、公布の日から施行するものとし、ただし第6条及び第11条関係の改正規定は、地方公共団体の情報システムの標準化を実施する日から施行するものとします。

次に、日程第 7、議第33号 神戸町税条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、令和 8 年度地方税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

1 枚おめくりいただきまして、神戸町条例第11号 神戸町税条例の一部を改正する条例。

神戸町税条例の一部を次のように改正する。

以下、1 ページから 4 ページまで改正条文及び 7 ページにかけまして経過措置等を定める附則でございます。

この改正条文の後に、新旧対照表が 1 ページから12ページありまして、最後に改正点の概要がつけてございます。そちらを御覧いただきたいと思います。

神戸町税条例の改正点の概要です。

1. 改正の趣旨は、令和 8 年度地方税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

4 月の臨時会において、令和 8 年 4 月 1 日施行分については専決処分の御承認をいただいておりますが、4 月 2 日以後の施行分について今回提案させていただくものであります。

2 の改正の内容でございます。

初めに、町民税については、①の第28条の 3 の 3 関係では、扶養親族等の申告書の規定について、公的年金等受給者の申告書の提出義務の範囲の見直しを行うものであります。

②の附則第 6 条の 3 関係では、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期限の延長の関係です。適用期限を 5 年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用する改正であります。

③の附則第16条の 2 関係では、長期譲渡所得に係ります課税の特例の見直しを、④の附則第18条の 3 関係では、特定暗号資産の取引に係ります課税の見直しに伴う規定の整備についてであります。課税の方法を現行の総合課税から、上場株式等の譲渡所得の課税方法と同様に申告分離課税に変更する等の改正であります。

その下、固定資産税については、⑤の第42条関係では、免税点の見直しとして、家屋及び償却資産に係ります固定資産税等が課税されない課税標準額の合計額である、いわゆる免税点をこちらに記載のとおり、それぞれ引き上げるものであります。

そのほかに全体を通して、⑥として、法令の改正に伴いまして、適用期限の延長や引用条項の整理など、所要の改正を行っております。

3. 附則として、施行期日については、この条例は令和 9 年 1 月 1 日から施行するものとします。ただし、③の長期譲渡所得の特例関係をはじめ、④⑤についてはここに記載しておりま

す期日から施行いたします。加えまして、町民税、固定資産税については、それぞれ適用に関する経過措置を規定しております。

続きまして、日程第8、議第34号 令和8年度神戸町一般会計補正予算（第1号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和8年度神戸町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億4,450万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費では、節24積立金で1億6,156万5,000円です。御承知のとおり、神戸町西座倉土地区画整理事業の施行地区内、場所は第3街区に当たりますが、土地区画整理組合並びに企業誘致推進会が公募により決定した進出企業であります株式会社サイゼリヤとは、各地権者との間で土地の売買契約を締結しております。この第3街区の中に神戸町所有の土地が7,205.13平方メートルございます。契約条項に基づきまして、売払い総額2億3,056万4,160円の30%相当分であります6,900万円は、前払い金として令和7年3月に既に支払いを受けております。このたび引渡し完了するに当たり、残りの金額であります1億6,156万4,160円について、その支払いを受けることとなっておりますので、同額を公共施設整備基金に積み立てるものとなっております。

続きまして、款4衛生費、項2清掃費、目4エコプラザ管理費では、節10需用費で140万円の計上です。建物内の天井全面に防鳥ネット、いわゆる鳥よけネットを設置するための修繕料の計上であります。

続いて、款8土木費、項3河川費、目1河川総務費では、節14工事請負費で3,000万円です。ここでは、下宮地内の排水路改良工事費の計上をしております。

続きまして、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費の節17備品購入費で80万円は、指定寄附金を受けましたので、各小学校の図書購入費に充てるものです。

8ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費では、先ほどの小学校費と同様に、節17備品購入費に20万円の計上で図書購入費に充てるものであります。

指定寄附金として合計100万円を受けましたので、小学校費と中学校費にそれぞれ予算計上

しております。

次に、項 4 社会教育費、目 6 文化財保護費では、節18負担金補助及び交付金で53万5,000円です。横町区の樹下宮神輿蔵と上新町区の大宮神輿蔵の保存・修理するための経費を計上するもので、県の補助を活用いたし、文化財保護補助金を増額するものであります。県の補助率は2分の1となっています。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、5 ページにお戻りください。

歳入を御説明申し上げます。

初めに、款15県支出金、項 2 県補助金、目 6 教育費県補助金、節 3 社会教育費補助金の35万6,000円は、今申し上げました神輿蔵修理に対する県指定文化財保護事業費補助金で、県の補助率2分の1であります。

次に、款16財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、節 1 土地建物売払収入の1億6,156万5,000円は、株式会社サイゼリヤに売払いをいたしました土地の前払い金分を除いた残りの金額の計上です。

次に、款17項 1 寄附金、目 4 教育費寄附金の100万円は、学校教育寄附金として指定寄附金を受けましたので、小・中学校の図書購入費に充てるものであります。

款19項 1 目 1 繰越金は、令和 7 年度からの確定しました繰越金の一部、3,150万円を計上いたしました。

6 ページをお願いいたします。

款20諸収入、項 5 目 3 雑入では、予算額調整のため、その他の雑入に 7 万9,000円の計上であります。

以上、令和 8 年度神戸町一般会計補正予算（第 1 号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第 9、報第 6 号 令和 7 年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書についてです。

地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、令和 7 年度神戸町一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

御覧のように、令和 7 年12月の臨時会及び令和 8 年 3 月の定例会での補正予算において、繰越明許を設定いたしました款 2 総務費、項 2 企画費の事業名、商品券配布事業を含めまして、6 つの事業に係ります繰越額及びその財源内訳であります。これら 6 つの事業の翌年度繰越額の合計は8,420万1,000円となっております。

続いて、日程第10、報第 7 号 令和 7 年度神戸町一般会計継続費繰越計算書についてです。

地方自治法施行令第145条第 1 項の規定により、令和 7 年度神戸町一般会計継続費繰越計算

書について、通次繰越しを行ったので、次のように報告する。

御覧のように、令和7年度一般会計の当初予算において継続費を設定いたしました款10教育費、項4社会教育費、事業名、中央公民館大規模改修事業、継続費の総額3億8,000万円については、令和7年度分の予算計上額2億円に対しまして、その支出額は4,631万円となり、残額は1億5,369万円となりました。その残額について、翌年度通次繰越額として令和8年度に繰り越すものであります。

なお、その繰越額の財源内訳は、記載のとおりであります。

次の報第8号につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） おはようございます。

続きまして、日程第11、報第8号 令和7年度神戸町水道事業会計予算繰越計算書について御説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年度神戸町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、配水設備改良費、予算計上額2,700万円、翌年度繰越額、同額の2,700万円、翌年度繰越額の財源の内訳は記載のとおりでございます。繰越しの理由は、説明欄に記載のとおり、関係工事の工期延長のためでございます。

以上、報第8号 令和7年度神戸町水道事業会計予算繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（宮嶋健太郎君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） 続きまして、日程第12、報第9号 令和7年度神戸町土地開発公社事業経営状況についてです。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度神戸町土地開発公社事業経営状況を別冊のとおり報告する。

それでは、別冊資料、令和7年度神戸町土地開発公社事業会計決算書に基づきまして、経営状況の概要を報告させていただきます。

1枚おめくりをいたしまして、1ページを御覧ください。

まず、土地開発公社の事業報告についてでございますが、1. 概要の(1)総括事項の4行目を御覧ください。

令和7年度の神戸町土地開発公社の事業実績として公有地取得事業及び土地造成事業の事業実績はなく、一般管理費については、経費の節減を図り健全経営に努めております。

(2)の理事会の議決事項でございますが、年間2回の理事会を開催していただき、記載のとおり、それぞれ議決いただいております。

次に、2. 事業では、(1)土地の取得状況、(2)土地の処分状況ともに事業実績はなく、3. 会計の(1)借入金の概要ですが、こちらについても実績はございません。(2)の保有地の明細でございますが、西保字村西の都市計画道路用地158.77平方メートルの用地1筆のみ保有しております。

2ページを御覧ください。

神戸町土地開発公社決算報告書でございます。

まず、1. 収益的収入及び支出について説明させていただきます。

(1)の収入としましては、第1款事業収益では、第1項の公有地取得事業収益並びに第2項の土地造成事業収益について、ともに実績がなく、ゼロ円であります。

第2款事業外収益では、第1項の受取利息が15万1,298円で、収入合計の決算額は、同額の15万1,298円でございます。

次に、(2)の支出でございますが、第1款事業原価では、第1項の公有地取得事業原価並びに第2項の土地造成事業原価はともにゼロ円、第2款第1項の販売費及び一般管理費として14万5,988円。よって、支出の合計の決算額は、同額の14万5,988円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

2の資本的収入及び支出でございますが、(1)の収入、(2)の支出の決算額は、ともにゼロ円でございます。

以下、4ページ左には貸借対照表、右に損益計算書、5ページにはキャッシュ・フロー計算書、6ページには財産目録と資本金明細表、7ページには資本的収入及び支出の明細表、8ページは収益的支出の内訳表、9ページには令和7年度末の公有用地明細表、最終10ページには公有用地位置図が添付してございます。

なお、この経営状況につきましては、土地開発公社の監事であります町の大場一郎監査委員、議会の大場光晴監査委員の御両名に、去る5月18日に決算の審査を受け、その意見書を添付しております。

また、5月21日に開催をいたしました令和8年度第1回神戸町土地開発公社の理事会において決算の認定をいただいておりますので、併せて御報告をさせていただきます。

以上、本日提案をさせていただきました7議案の説明とさせていただきます。

議員各位には、会期中の各常任委員会におきまして、担当部課長より詳細に説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明を終わります。

○議長（宮嶋健太郎君） お諮りします。議案精読並びに委員会審査のため、6月16日から23日までの8日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、6月16日から23日までの8日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。大変御苦労さまでした。

午前10時19分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月15日

議 会 議 長 宮 嶋 健 太 郎

署 名 議 員 宮 嶋 三 郎

署 名 議 員 林 利 雄

令和 8 年 第 3 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

令和 8 年 6 月 24 日 (水 曜 日)

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月24日（水曜日）午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

議 長	宮 嶋 健太郎 君	副議長	飯 沼 満 君
1 番	深 貝 仁 則 君	2 番	大 場 光 晴 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
9 番	宮 川 一 美 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	末 村 春 美 君
民生部長兼 健康福祉課長	小 野 健 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	竹 下 政 文 君	会計管理者兼 税 務 課 長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦 略 課 長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	名 和 功 二 君
子ども家庭課長	石 原 知 佳 君	建 設 課 長	高 木 隆 盛 君
上下水道課長	高 岡 次 雄 君	教 育 課 長	野 下 あゆみ 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山 崎 裕 之	書 記	早 野 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（宮嶋健太郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

一般質問

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第 1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次お願いいたします。

4 番 小川榮一君。

○4 番（小川榮一君） おはようございます。

議席番号 4 番 小川榮一。

ただいま議長より許可を受けましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、先般行われました神戸町町長選挙におきまして、藤井弘之町長が見事再選されました。おめでとうございます。この結果は、藤井町政の 1 期目の行政手腕を町民が高く評価された表れだと考えております。改めて、おめでとうございます。

さて、藤井町長は今議会冒頭に 2 期目の所信表明として、第 6 次総合計画を着実に進めていきたいと述べられました。そこで、神戸町第 6 次総合計画の基本計画の一つ、ゼロカーボンシティ、生活環境を守るの項目のリサイクル拠点施設エコプラザごうどを活用したごみ減量化事業について質問をさせていただきます。

リサイクル拠点エコプラザごうどの歴史は古く、20 年以上前に住民の自発的な活動として牛乳パック回収やアルミ缶収集から始まり、平成 19 年に旧神戸郵便局の施設を利用して、行政と住民との協働事業として運営が開始しました。その後、平成 21 年からは中央公民館北側駐車場に移転し、多くの方に利用され、特にコロナ禍の影響も受けて、令和 2 年頃から年間 1 万 7,000 以上の方が利用されるようになりました。利用者の増加を受けて、週 1 回もしくは 2 回ある開館日、朝 9 時から 11 時までの 2 時間に利用者が集中するようになりました。その結果、駐車場の混乱、それと分別がうまくいかないなど多くの弊害が生まれてきました。

そこで、より使いやすい施設の改善を求めていたところ、藤井町政の取組として、新しい場所に運営面を大きく改善されたエコプラザごうどが今年 4 月に再オープンしました。

新しいエコプラザの運営面の改善として、まず開館日が増えました。週 1 回の開館日が週 5 回に増え、時間帯も 2 時間から、9 時から午後 4 時までの 7 時間に増えました。このことによって利用者の利便性が高まり、利用者の集中による弊害が緩和される効果が期待できるようになりました。また、リサイクル品目も増え、粗大ごみ等の収集日も大きく増えました。

スタッフ体制も以前はボランティアとシルバー人材センターが派遣された方の中心の体制で

したが、現在では複数人の役場職員、シルバー人材センターからの派遣、ボランティアと体制面からもバランスの取れたサポート体制が強化されました。このように新しいエコプラザごうどは、従来以上のリサイクルセンターとしての機能が整えられ、以前以上の活用が期待されております。

そこでお尋ねいたします。

第1点目、開館して2か月が過ぎましたが、現在どのような状況でしょうか。また、利用者から寄せられている声はどのようなものがあるでしょうか。

2点目、開館して改善していきたい運営面での課題は何であると考えているでしょうか。また、期待される効果はどのように考えているでしょうか。

最後に、旧エコプラザの施設の利活用はどのように考えてみえるでしょうか。

以上3点よろしくお願いたします。

○議長（宮嶋健太郎君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

本日は、お二人の議員さんから一般質問をいただいております。発言順位に従いまして、順次お答えをさせていただきます。

初めに、小川議員からの御質問の第1項目め、エコプラザごうどについての第1点目、利用状況と利用者の声についてです。

新しいエコプラザごうどへの移転を機に、開館日や時間帯を拡大したことなどにより、旧施設と比較して利便性が格段に向上し、幅広い方々に御利用いただいております。また、利用者の皆様からは、開館日時の拡大で便利になったことや、施設や駐車場が広くて利用しやすいことなど好評の声も多く寄せられています。

次、第2点目の改善していきたい運営面での課題と期待される効果についてです。

まず、運営面での課題については、4月の供用開始当初は缶や瓶等の17品目の分別場所が分かりにくく、戸惑う利用者が見受けられました。こうした状況の中、職員やボランティアの方々による丁寧な声かけを継続するとともに、来館回数が増えるにつれて、現在ではスムーズに御利用いただいていると認識しております。

また、利便性の向上などの要因から、各家庭からの粗大ごみや、特にプラスチック製の雑ごみ、布団類等は想定していた以上に持ち込まれており、場外への搬出回数を当初の予定より増やして対応しています。

一方、よりよい運営を目指し、ボランティア団体の代表者と職員が参加する連絡調整会議を定期的に開催しています。この会議では、翌月以降のボランティアの日程調整や職員からの連絡に加え、運営上の課題や問題点、お気づきの点などをお聞きしています。この会議を受けて、

対応方法の確認や改善をはじめ、情報共有等を図り、引き続き町民の皆様のニーズに応えた運営となるよう努めてまいります。

次に、期待される効果です。

この施設は、地域全体で循環型社会に取り組むためのリサイクルの拠点として位置づけています。社会の変化に伴い、廃棄物を取り巻く環境は大きく変化しており、脱炭素社会やSDGsに対応するためには、廃棄物の発生抑制や再生利用が重要であります。新たなこの施設の運営により、瓶、缶、ペットボトル、紙類などをこれまで以上に回収し、ごみの減量化と資源化を進めてまいります。

さらに、この施設は環境学習施設としての機能を有しており、既に町内の3つの小学校の4年生が見学し、リサイクルの重要性や資源の有効活用について学習しています。また、ボランティア団体の方が中心となって、町民の皆さんを対象に環境学習の一環として、生ごみの減量化を図るため、生ごみを堆肥化する段ボールコンポスト講習会を開催していただいております。環境学習や講習会を行うことで、子供たちや地域の方々の環境意識を高め、持続可能な社会に向けた具体的な行動を促す一助となることを期待しています。

最後の御質問、旧エコプラザの施設の利活用はどのように考えているのかでございます。

旧エコプラザの利活用につきましては、施設の現状や活用可能なスペース、さらには今後の行政需要等を踏まえながら、有効活用に向けて現在、協議・検討を進めているところでございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、小川議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の利用者からの声とか、あるいは利用状況ですけれども、今、大変好評だというようなお話を聞きまして、利用者からのクレームとか、そういうことは今ないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 特段クレームとなるものはいたっておりません。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございます。

ということは、大変町民にとって好評な施設ということです。

それと利用状況ですけれども、旧エコプラザのときは人数をカウントしていましたが、新しいエコプラザではそういう人数のカウントについてはどのようにしているのでしょうか。

○議長（宮嶋健太郎君） 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 新しいエコプラザごうどでは、入り口のところに人数をカウントするカウンターがついておりまして、1日平均でございますが、約700人の方に御利用いただいている状況でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） 大変な数字ですね。今、改修しています中央公民館の大ホールが満席で400ちょっと、500ですね。ということは、中央公民館の満員の観客が毎日来ているような、そんな非常に大盛況ということで、いかに利用されていることがよく分かります。

ということで、非常にクレームもなく、人数もかなり多くの方が利用しているということで、大変いいというような状況のお話を聞きましたが、次2点目の改善面ですが、今、町長からも触れましたが、実は4月にエコプラザへ行ったときに非常に危機感を感じたんですけれども、粗大ごみ、布団、そして不燃物の量が非常に多くて、エコプラザの施設からはみ出るんじゃないかというぐらいかなりの量でした。

その後、ごみの量はどのような感じでしょうか。

○議長（宮嶋健太郎君） 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 議員仰せのとおり、4月の開館当時は資源ごみが大変集まる状況でございましたが、エコプラザの職員のほうも臨時回収等を行うということで、今では順調に運営されていると感じております。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ということは、4月よりも資源ごみのほうが減ってきたというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 4月初よりは落ち着いてきていると感じております。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ということは、利用者も、それからスタッフもだんだんと慣れてきたと

いうことに捉えていいかと思いますが、1つ意見として、これからやはり粗大ごみとか布団とか不燃物の状況を見まして、確かに住民にとっては週に1回収日があるということは非常にありがたいですけれども、運搬の予算の関係とかいろんな折り合いがあると思いますので、その点も考慮していただき、もしこれは改善しなきゃならないなというときは、ぜひそれも検討していただければなと思っております。今、だんだんと以前よりは減ってきたということで、それはありがたいなと思っております。

そして、先ほど町長からも少しお話がありましたようにエコプラザの2階に学習室がありまして、小学4年生が環境学習ということで、そこでエコプラザの職員から話を聞いて、ごみがどこへ行くのかといいたいでしょうか、どういうふうリサイクルされるかということのお話を聞いたんですが、ちょうど私も南平野小学校4年生のときに後ろからお聞きしまして、大変勉強になりました。このごみはこうしてこういうふうにならっていくんだということが非常に勉強になりましたので、これを広く町民の方も知っていただき、町民一人一人が環境意識を高めていただきたいなと思ったんですけれども、ただその学習を見て思ったのは、1つは資料が旧エコプラザの資料を使っていたのと、それと説明できる職員が1人しかいないという、そういう面、ちょっと問題点があるかなと思ったんですけど、その辺りの改善点についてはどうでしょうか。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 議員お説のとおり、エコプラザの2階には学習室と多目的スペースを設けております。環境について学習していただくために、資源ごみの行方や分別の重要性などを示したパネルを作成して展示するとか、環境学習のために来館された方への説明資料としてスライド等を作成して、職員皆さんが説明できるような状況とパネルを見ていただけるような環境を整えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ぜひとも環境学習の充実ですね、お願いしたいなと思っております。

それと改善する面でちょっと気づいたことなんですけど、資源ごみといいますか、皆さんが持ってこられるごみの中に、ほぼほぼ新品とか、あるいは使っていないような、そういう品物が無造作に捨てられるケースが結構あるなと思うんです。これは今ちょうど終活とか、あるいは独居老人の方が亡くなられてその後の処分とか、そういうこともあると思うんですが、そういう中、もったいないようなそういう品目もあります。

それについてリユースできないかなと思いますが、それについてはどのようなお考えを持っ

てみえるでしょうか。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 議員お説のとおり、まだ使える品質のいい回収品というのが多数お持込みになっているという状況だと思っております。

まだボランティア団体と相談しておるんですが、ボランティア団体の協力をいただきまして、そのようなものをリユースなどのイベント等を開催しようと検討しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

〔４番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 小川榮一君。

○４番（小川榮一君） ありがとうございます。

ぜひとも物を生かせるように、そのような取組もしていただきたいなと思います。やっぱりこれも大切なごみの減量化につながると思いますので、よろしくお願いします。

ちょうど４月２日にオープンしたときに、オープンイベントをやりましたけれども、エコプラザとして今後このようなイベントといいましようか、活動といいましようか、このようなことをやりたいなというような、そういう計画がありましたら教えていただきたいんですが。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 今、ボランティア団体さんと調整段階でございますが、先ほど御答弁させていただきました、まだ使える品質のいい回収品のリユースとか、あとは子供たちを対象とした環境を学ぶスタンプラリー、また環境ボランティア団体さんの人数を増やすための活動紹介など行うイベントを開催したいと検討しております。

〔４番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 小川榮一君。

○４番（小川榮一君） ありがとうございました。

ぜひともよろしくお願いいたします。

最後に、旧エコプラザの施設の有効活用なんですが、今検討している段階ということをお聞きしました。以前、この施設を災害時の防災センターにしてはどうかというような意見も言いましたが、そういう災害時の災害ボランティア受付とか、あるいは救援物資の集積所とか、そういうことも考えられますが、今お話あったようにリサイクル品とかリユース品を、例えば町のイベント神フェス！のときに、そこでちょっと集めていただいて、町民の方に持っていただくような、そのようなことも考えられるのではないかなと思います。

ということで、今後とも旧エコプラザの施設等の有効利用もぜひ御検討をよろしくお願いい

たします。

以上で、エコプラザごうどについての一般質問、小川榮一の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（宮嶋健太郎君） 小川榮一君の質問を終わり、10番 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） おはようございます。

10番 鈴木愛子でございます。

一般質問、大きく2点の項目について行います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目です。

2027年問題、主に家電、照明の省エネ基準引上げ問題への現状と対策についてであります。

経済産業省による省エネ基準の引上げにより、主に家電のエアコンと照明の製造、販売内容が大きく変わり、各家庭と暮らしに大きな影響を与えようとしております。まず、エアコンでは2027年4月から改正省エネ法に基づく新たな基準が適用され、より高い省エネ性能が求められ、これによりこれまでのような安価なモデルが造られなくなり、価格が2万から3万円値上げされると言われています。蛍光灯関係では、2027年末で一般照明用の蛍光灯の製造、輸入が完全に終了し、今後は学校や家庭でLED照明への大規模な切替えが必要となり、その費用も大きな負担増となることが予想されます。

そうした情勢を受けて、質問を行います。

(1)現在、行政では公共施設、教育施設の中学校、小学校、幼稚園など必要な対応がされつつありますが、その進捗状況は今どのようなになっているのか、お尋ねします。

(2)地域の公民館の照明器具の切替えに対する補助制度の導入や、各家庭にとっても相当に大きな負担になることも考えられますが、補助制度創設をぜひ前向きに検討すべきだと考えます。いかがでしょうか。

大きい2に移ります。

住民の命に関わる熊対策について、山の荒れ問題や生態系の変化などにより、熊の出没と深刻な被害が全国に広がっていることは御承知のとおりです。この間、隣接する大垣市、池田町、大野町や揖斐川町では、連日のように熊の出没が報道されています。この熊の人的被害で命を落とす例も度々起きており、決して人ごとではない事態となっています。熊は夜行性の行動から、山に直接面していなくても、当町への影響も十分懸念されるところであります。

そこで質問ですが、国・県との対策の連携とマニュアルはどうなっているのでしょうか。さらに具体的な対策はどこまで進んでいるのか、お尋ねをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮嶋健太郎君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 鈴木議員からの御質問の第1項目め、2027年問題への現状と対策についてでございます。

議員お説のとおり、2027年問題とは、国が令和9年度から省エネ基準の引上げや環境規制を強化することにより、蛍光灯や蛍光灯器具の生産終了をはじめ、エアコンも新基準をクリアするための高効率な部品や技術が必要となっていく見通しであります。その結果、現在主流となっている安価なスタンダードモデルの製造が難しくなり、これにより低価格帯の製品が減少し、買換えの際に消費者負担が増えるなど、住民の暮らしに直結する問題であると認識しております。

さて、御質問の第1点目、公共施設や幼稚園、小・中学校の照明の切替えの現状についてでございます。

現在、公共施設の照明設備につきましては、全体の約6割でLED化が完了しております。今年度には、保健センターをはじめとする12の施設において、施設内の照明を全てLED化する予定で準備を進めております。

一方、幼稚園につきましては、下宮、南平野及び北幼稚園の保育室や遊戯室でLED化が完了しており、今年度中に残る神戸幼稚園のLED化を予定しております。また、小・中学校では、屋内運動場のLED化は全ての学校で完了しています。今後は、令和9年度の夏休み期間から、学校施設内の防犯灯も含めまして、教室等校舎内全ての照明についてLED化を進めていく計画であります。

いずれにいたしましても、各施設のLED化の進捗状況や財政負担等を考慮しながら、順次公共施設全体のLED化完了を目指し、計画的に進めてまいります。

続きまして、御質問の第2点目、地域の公民館や一般家庭の照明器具やエアコンの切替えに対する補助制度の導入についてでございます。

LED照明器具や省エネルギー性能の高いエアコンへの切替えは、電気代の節減だけでなく、環境負荷の低減により二酸化炭素排出量の削減効果が大きく期待できます。地球温暖化対策の一環として、LED照明器具や省エネ性能の高いエアコンへの取替えは重要であると考えております。しかしながら、一般的に機器の取替えは故障や老朽化のタイミングで行われることも多く、今回の規制に合わせて買い換えるケースはそれほど多くないと考えております。

議員御提案のLED照明器具や省エネエアコン買換えに対する補助につきましては、今後の国の動向を注視しつつ、他市町の状況も踏まえ、今後の研究課題とさせていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、御質問の第2項目め、熊の対策についてでございます。

全国各地で熊などの危険鳥獣が人の生活圏に侵入し、人に危害を加える事例や農作物被害の

報道が相次いでいます。岐阜県内においては、令和7年度における熊の出没件数は約1,100件と、令和6年度の約670件を大きく上回る状況となっています。さらに、今年度は令和7年度を上回るペースで出没しています。神戸町は山に面していませんが、近隣市町の山林では熊の出没情報があることから、万が一に備える必要があると認識しております。

さて、国では令和6年4月に鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく指定管理鳥獣に熊を指定して、令和7年4月には同法の一部改正により緊急銃猟制度が創設されるなど、様々な対策が進められています。

こうした中、神戸町の緊急銃猟対策マニュアルについては、本年5月に既に作成を完了しております。これは、環境省自然環境局野生生物課が令和8年4月に改定した特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン及び緊急銃猟ガイドラインに基づき作成いたしましたものです。このマニュアルには、熊の出没情報等が寄せられた場合の対応について記載しております。

一般的に熊の行動範囲は25から100平方キロメートル程度とされており、市町の行政区域を超えて広範囲に移動することから、県と協力して出没箇所や移動ルート情報を得るとともに、近隣市町と連携して熊の出没情報の共有を図ることとしております。また、熊が神戸町内に移動する可能性が高い場合や神戸町内で発見した場合には、直ちに現場に対策本部を設置いたします。そして、捕獲などで安全確保ができるまでの間は、警察と連携して周辺のパトロールを行うとともに、学校や幼稚園などへの注意喚起を実施いたします。

また、防災無線や情報アプリ等を用い、周辺区長や住民等へ情報発信をいたし、町民の安全確保に努めてまいります。その上で、捕獲が不可能で最終手段として緊急銃猟を実施する場合は、通行禁止区域を設定し、町民の安全を十分確保した上で、警察等の関係機関及び猟友会と連携して対応してまいります。

いずれにいたしましても、町民の安全・安心を第一に、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、鈴木議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございました。

再質問に移ります。

公共施設、幼稚園、小・中学校、照明の切替えの現状を今お聞きしましたが、この中で学校の教室等、遊戯室等というような感じでしたが、例えば保健室とか特別教室のようなところも一緒に進めていかれるんですか。

○議長（宮嶋健太郎君） 教育委員会調整監 竹下政文君。

○教育委員会調整監兼生涯学習課長（竹下政文君） ただいまの議員の御質問にお答えさせていただきます。

学校の施設内の照明器具につきましては、全て切替えを予定しておりますので、御理解賜りたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございます。

残りの全体をやるのに今年度で全て終わるということはできるのでしょうか。順次進めていく予定なんですか。来年度にも入る予定ですか。

○議長（宮嶋健太郎君） 総務部長 末村春美君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（末村春美君） 現時点ではLED化の目標年度というのを定めておりませんが、設備の更新時期や施設改修計画との整合を図りながら、財政負担のほうも考慮しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。お願いします。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） そうですね、一度に全部ということはなかなかできづらいと思っています。順次事故なく進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(2)のほうに移ります。

地域の自治会の公民館ですが、49ありますけれど、その中でここ近年、5年前ぐらいまでに新しい公民館に切り替えたところはもう既になっていると思うんですけど、それ以前の公民館というのはやっぱり古いところもありますので、できれば早急に切り替えるべきだと思うんですけど、壊れてからというようなことではなくて、私は思いますのは、町長は神戸町のゼロカーボンシティに非常に力を入れているというふうに私は思っているんです。神戸庁舎にもちゃんと大きな字で町民に分かるように目印として貼ってありますし、それから庁舎の北側には車の充電をするところも早々と設置していただいたという点では、この事業に対して力を入れているなということを私は感じているんです。

そういった意味では、やはり今回のこういった国の制度の内容が変わってくる以上、2040年に向けて、やはり一番に協力体制にしているということで、こういうものに力を入れていただきたいなと思います。

自治会のほうでも言われているところがあります。2027年問題で早急に替えないかんのかなあということを役員さんが言われていましたので、そういった意味では、その自治会の公民館

は第一次避難所になっておりますので、避難所も持ち備えていますから、その点で何とか補助制度創設をしていただきたいなと、来年、再来年にかけてやっていただきたいなというふうには思っております。

そして、一般家庭です。最近テレビをよく見ますと、器具がそのままの上でＬＥＤの電球をつけると火事のおそれがあるということを非常に多く報道しております。ということは、ＬＥＤの球だけ替えるのでは非常に心配ということが考えられますので、器具自体をきちんと替えようと思うと多額なお金になります。

制度が変わったからすぐに替えないだろうというふうに思われていますけれど、ここで神戸町が補助を出しますと、早急に替える傾向になるかなと思っておりますので、一応いろんなことを考えて、制度が変わったから替えるのではなくて、ゼロカーボンシティに力を入れている自治体として一番に手を挙げていただきたいなと思います。

エアコンの補助制度をやっているところがありますが、御存じだと思いますけれど、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮嶋健太郎君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） 今、議員御質問の近隣市町の状況、承知をしております。岐阜市、海津市、また安八町でエアコン等の補助をしているということは十分承知をしています。

ただ、神戸町の実施につきましては、町長の答弁にありましたように今後の研究課題とさせていただきますと思っております。御理解いただきますようお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 今、エアコンの話でしたので、ＬＥＤのほうも国の動向を見てという最初のお答えでしたが、研究課題じゃなくて、ぜひ前に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、熊対策です。

国・県のマニュアルが既に来ていて、そして神戸町も対策本部を立ち上げるような５月に作成をしているという答弁をいただきました。

そういった意味ではやや安心かなと思いますけれど、その対策本部はどのような内容、簡単に教えてください。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 対策本部でございますが、近隣市町に熊が発見され、神戸町への進入が予測された場合、もしくは神戸町内で発見された場合、現地に職員が向かいまして、警察、自治会と協力して対策本部を設けるということにな

っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 職員は産業課が担当課だと思いますが、それ以外の職員は入っておりませんか。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 職員につきましては、いろんな班、マニュアルによりますと、指揮班、現地に行く者は産業環境課と総務課、また広報班にまちづくり戦略課、また規制班として建設課の職員など各班別にそれぞれの役割を決めておりますので、現地に行く者は指揮班として総務課と産業環境課になると思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 万が一の対応で、こういうことをもう既につくっていただいていること、ありがとうございます。

それを、もし出たという形で、実際の行動をしてはいませんね、まだ。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 神戸町にはまだそのような情報は得ておりませんで、実際に行動したという事例はないです。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） そういうことじゃなくて、万が一出た場合に行動がスムーズにいくように、そういう対応はできていますかということです。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 町長の答弁でありましたが、近隣市町で発現されていること、万が一に備えて今後職員に周知して、訓練等実施していきたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 一昨日、新聞報道で熊の緊急銃猟、12道県で72件あったということが報道されておりますが、このようにはこの町ではないだろうというふうに私たちも思っていますけど、熊の行動が分かりませんので、そういった場合に緊急に対応できるような体制に整えていただいていること、これもありがたいことなんですが、実際になったときにすぐ行動

できるかがこれ問題なんです。職員さんがそういう緊張感を持っていただくためには、部課長以下、十分指導していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） まずは職員がこのマニュアルを熟読するというのが肝腎だと思っておりますので、部課長を通じまして職員に周知するよう徹底してまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） そう思っておりました。部長がこんな厚い冊子を読んで皆さんに報告していますが、それが職員の皆さんに通じているかどうかということが、ここが問題だと思います。ですから、皆さんに共有していただくようによろしくお願いします。

それと、先ほど広報のことは述べられませんでした。防災無線でどのような形で報道して、皆さんにお知らせするかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮嶋健太郎君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 広報、熊が出没した場合ですが、当然防災無線とSNS等活用しますし、周辺区長への周知、また幼稚園、学校等にもそのような情報を流して、周知を徹底してまいるということでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮嶋健太郎君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） よろしくお願いします。

大変細かいところまで立ち入りましたが、ぜひスムーズにできるようにお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。

○議長（宮嶋健太郎君） これをもって一般質問を終わります。

○議長（宮嶋健太郎君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前10時14分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月24日

議 会 議 長 宮 嶋 健 太 郎

署 名 議 員 宮 嶋 三 郎

署 名 議 員 林 利 雄

令和 8 年 第 3 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 3 号)

令和 8 年 6 月 25 日 (木 曜 日)

議 事 日 程（第3号）

令和8年6月25日（木曜日）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 議 第32号 | 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議 第33号 | 神戸町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議 第34号 | 令和8年度神戸町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 報 第6号 | 令和7年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について |
| 日程第5 | 報 第7号 | 令和7年度神戸町一般会計継続費繰越計算書について |
| 日程第6 | 報 第8号 | 令和7年度神戸町水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第7 | 報 第9号 | 令和7年度神戸町土地開発公社事業経営状況について |
| 日程第8 | 議 第35号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第9 | 議 第36号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議 第37号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議 第38号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議 第39号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 議 第40号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議 第41号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 議 第42号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 議 第43号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 議 第44号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第18 | 議 第45号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第19 | 議 第46号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第20 | 議 第47号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第21 | 議 第48号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第22 | 選 第7号 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について |
| 日程第23 | 町議第1号 | 町民体育館特別委員会の設置について |
| 日程第24 | 選 第8号 | 町民体育館特別委員の選任について |

出席議員（10名）

議 長	宮 嶋 健太郎 君	副議長	飯 沼 満 君
1 番	深 貝 仁 則 君	2 番	大 場 光 晴 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	末 村 春 美 君
民生部長兼 健康福祉課長	小 野 健 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	竹 下 政 文 君	会計管理者兼 税 務 課 長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦 略 課 長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	名 和 功 二 君
建 設 課 長	高 木 隆 盛 君	上下水道課長	高 岡 次 雄 君
教 育 課 長	野 下 あゆみ 君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山 崎 裕 之	書 記	早 野 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（宮嶋健太郎君） おはようございます。

今朝、青森県において震度 6 強の地震が発生し、被害が懸念されております。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、台風の接近も心配されているところです。

本日は 6 月定例会の最終日となります。最後まで慎重な審議と円滑な議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の会議につきまして、石原子ども家庭課長より欠席届が提出されていますので、御報告いたします。

それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

議第 32 号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第 1、議第 32 号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 32 号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第 33 号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第 2、議第 33 号 神戸町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第33号 神戸町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第34号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第3、議第34号 令和8年度神戸町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第34号 令和8年度神戸町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

報第6号について（質疑）

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第4、報第6号 令和7年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、報第6号 令和7年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書については、報告済みといたします。

報第7号について（質疑）

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第5、報第7号 令和7年度神戸町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、報第7号 令和7年度神戸町一般会計継続費繰越計算書については、報告済みといたします。

報第8号について（質疑）

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第6、報第8号 令和7年度神戸町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、報第8号 令和7年度神戸町水道事業会計予算繰越計算書については、報告済みといたします。

報第9号について（質疑）

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第7、報第9号 令和7年度神戸町土地開発公社事業経営状況についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、報第9号 令和7年度神戸町土地開発公社事業経営状況については、報告済みといたします。

議第35号から議第47号までについて（提案説明・採決）

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第8、議第35号 農業委員会委員の任命について、日程第9、議第36号 農業委員会委員の任命について、日程第10、議第37号 農業委員会委員の任命について、日程第11、議第38号 農業委員会委員の任命について、日程第12、議第39号 農業委員会委員の任命について、日程第13、議第40号 農業委員会委員の任命について、日程第14、議第

41号 農業委員会委員の任命について、日程第15、議第42号 農業委員会委員の任命について、日程第16、議第43号 農業委員会委員の任命について、日程第17、議第44号 農業委員会委員の任命について、日程第18、議第45号 農業委員会委員の任命について、日程第19、議第46号 農業委員会委員の任命について、日程第20、議第47号 農業委員会委員の任命について、以上13議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

それでは、議第35号から47号までの13議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

初めに、日程第8、議第35号 農業委員会委員の任命についてです。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、[REDACTED]氏名、鈴木 豊さん、[REDACTED]
[REDACTED]です。

次に、日程第9、議第36号 農業委員会委員の任命についてです。

提案文につきましては、前議案と同様でございますので省略させていただきます。

[REDACTED]氏名、戸川忠和さん、[REDACTED]。

次に、日程第10、議第37号 農業委員会委員の任命についてです。

前文を省略させていただき、[REDACTED]氏名、高橋義則さん、[REDACTED]
[REDACTED]。

次に、日程第11、議第38号 農業委員会委員の任命についてです。

前文を省略させていただき、[REDACTED]氏名、若園三男さん、
[REDACTED]再任であります。

次に、日程第12、議第39号 農業委員会委員の任命についてです。

前文を省略させていただき、[REDACTED]氏名、清水輝比古さん、
[REDACTED]。

次に、日程第13、議第40号 農業委員会委員の任命についてです。

前文を省略させていただき、[REDACTED]氏名、野村茂治さん、[REDACTED]
[REDACTED]再任です。

次に、日程第14、議第41号 農業委員会委員の任命についてです。

[REDACTED]氏名、桑原弘明さん、[REDACTED]再任で
す。

次に、日程第15、議第42号 農業委員会委員の任命についてです。

氏名、高崎 学さん、

次に、日程第16、議第43号 農業委員会委員の任命についてです。

氏名、和田光正さん、

再任です。

次に、日程第17、議第44号 農業委員会委員の任命についてです。

氏名、宮島將幸さん、再任

です。

次に、日程第18、議第45号 農業委員会委員の任命についてです。

氏名、寸田ひとみさん、

再任です。

次に、日程第19、議第46号 農業委員会委員の任命についてです。

前文を省略させていただき、氏名、矢野京子さん、

再任です。

最後に、日程第20、議第47号 農業委員会委員の任命についてです。

氏名、宮川茂樹さん、再任

です。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮嶋健太郎君） お諮りします。13議案は質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、13議案は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。議第35号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第35号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第36号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第36号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第37号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第37号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第38号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第38号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第39号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第39号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第40号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第40号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第41号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第41号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第42号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第42号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第43号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第43号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第44号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第44号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第45号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第45号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第46号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第46号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議第47号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第47号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで副議長と交代します。

〔議長 宮嶋健太郎君 退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（飯沼 満君） 議長に代わり会議を続けます。

議第48号について（提案説明・採決）

○副議長（飯沼 満君） 日程第21、議第48号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） それでは、日程第21、議第48号 農業委員会委員の任命についてです。

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、[REDACTED]氏名、宮嶋健太郎さん、[REDACTED]

[REDACTED]。

よろしくお願い申し上げます。

○副議長（飯沼 満君） お諮りします。本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第48号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで議長と交代します。

〔議長 宮嶋健太郎君 入場・議長席に着席〕

選第7号について

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第22、選第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議員であります藤井弘之君の任期満了に伴い、広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、広域連合議会議員の選挙を行います。選挙すべき人数は1名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に■■■■■■■■■■藤井弘之君、■■■■■■■■■■を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました藤井弘之君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました藤井弘之君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました藤井弘之君が議場におられます。よって、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

町議第1号について

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第23、町議第1号 町民体育館特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本案については、神戸町議会委員会条例第5条の規定により、10人の委員で構成する町民体育館特別委員会を設置し、これに付託し、調査活動することにしたと思います。なお、本委員会は、議会閉会中も調査活動できるものとし、議会が本調査活動の終了を議決するまで継続して調査活動を行うものとすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案については、10人の委員で構成する町民体育館特別委員会を設置し、これを付託し、調査活動することとし、議会閉会中も調査活動できるものとし、議会が本調査活動の終了を議決するまで継続して調査活動を行うものとすることに決定しました。

選第8号について

○議長（宮嶋健太郎君） 日程第24、選第8号の町民体育館特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。町民体育館特別委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、町民体育館特別委員には、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩をします。直ちに町民体育館特別委員会正・副委員長の互選を全員協議会室においてお願いします。なお、その結果を御報告願います。

それでは、暫時休憩します。

午前9時51分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（宮嶋健太郎君） 休憩を終わり、引き続き会議を開きます。

町民体育館特別委員会の正・副委員長の互選の結果を御報告しておきます。

町民体育館特別委員会の委員長は宮川一美君、副委員長は大場光晴君、以上報告しておきます。

○議長（宮嶋健太郎君） 以上で、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和８年第３回神戸町議会定例会を閉会します。

慎重審議、誠に御苦労さまでした。

午前10時06分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月25日

議 会 議 長 宮 嶋 健 太 郎

議 会 副 議 長 飯 沼 満

署 名 議 員 宮 嶋 三 郎

署 名 議 員 林 利 雄